

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

目 次

I	認証評価結果	2-(1)-3
II	章ごとの評価	2-(1)-4
	第 1 章 教育目的	2-(1)-4
	第 2 章 教育内容	2-(1)-6
	第 3 章 教育方法	2-(1)-9
	第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(1)-11
	第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(1)-15
	第 6 章 入学者選抜等	2-(1)-16
	第 7 章 学生の支援体制	2-(1)-18
	第 8 章 教員組織	2-(1)-20
	第 9 章 管理運営等	2-(1)-23
	第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(1)-25
<参 考>		2-(1)-27
i	現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-29
ii	目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-30
iii	自己評価書等	2-(1)-31

I 認証評価結果

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 法律実務基礎科目において、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目「民事・行政裁判演習」が開設されている。
- 本法科大学院に学生心理相談室が設置されており、臨床心理士が配置されている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などの設計のもと厳格に行われ、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積を通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育目的は、「現行法体系全体の構造を正確に理解し、冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができ、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察でき、緻密で的確な論理展開ができ、他人とのコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）を持ち、知的なエリートとしての誇りを持ちそれに伴う責務を自覚している『優れた法曹』を養成すること」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、理論的な法律の基礎の修得、実体法と手続法相互の有機的連関が意識され、理論と実務の架橋が図られた総合的な授業科目の設置、先端的・学術的・現代的・国際的な法分野に関する教育の積極的な展開、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、

総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育目的を効果的に実現するために、1年次に、法知識及び法理論を修得させるための第1年次科目、2年次に、理論教育と実務教育を架橋する基幹科目、2、3年次に、法曹として必要な知識及び技能を教授する実務基礎科目、先端的・学術的・現代的・国際的な諸問題に関する視野を拡大させることを主眼とした基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を提供する段階的教育システムの導入により、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目が開設されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容となっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が開設されているほか、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目が開設されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容となっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「日本法曹史演習」、「実務法理学Ⅰ」、「実務法理学Ⅱ」、「実務外国法」、「法と経済学」等が開設されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることにより寄与する専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目としては、「優れた法曹」を養成するため、授業科目「医事法」、「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「金融商品取引法」、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「国際法発展」、「国際人権・刑事法」、「トランスナショナル情報法」等が開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

そのほか、研究者養成をも目的とした授業科目「リサーチペーパー」が、展開・先端科目に開設されている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることがないように、必修科目及び選択必修科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、すべて必修科目であり、その必修総単位数は、公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位の合計 58 単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事要件事実基礎」(2単位)及び授業科目「民事・行政裁判演習」(3単位)が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事裁判演習」(3単位)が必修科目及び授業科目「刑事事実認定論」(2単位)が選択必修科目として開設されている。法情報調査は、授業科目「リーガル・リサーチ」が選択必修科目として開設されているほか、入学時のオリエンテーション及び必修科目である法律基本科目において適宜指導が行われ、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事・行政裁判演習」及び「刑事裁判演習」の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」が開設され、ローヤリングは、授業科目「ローヤリング」が開設され、クリニックは、授業科目「リーガル・クリニック」が開設され、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」が開設されている。さらに、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目として、授業科目「民事・行政裁判演習」が開設されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち22単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 法律実務基礎科目において、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目「民事・行政裁判演習」が開設されている。

【特記すべき事項】

- 研究者養成をも目的とした授業科目「リサーチペーパー」が開設されている。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次及び2年次配当の授業科目において、あらかじめ教材、資料、レジュメ、授業の課題が配付され、講義形式とソクラテス・メソッドを併用した双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、本法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバ

スに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置として、授業時間割の適切な配置、「TKC法科大学院教育研究支援システム」等を通じた予習事項の事前通知及び予習・復習資料の配付、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間利用できる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては32単位、2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、一部の授業科目において、不合格者に対する平常点の扱いが適切でないものの、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮などがなされ、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは総合履修指導において学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、一部の授業科目において出席点を加点要素としているものや、考慮要素の合計点が適切でないものがあるものの、期末試験、小テスト、レポート、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、試験問題解説・全体講評、オフィスアワーを利用した個別講評など、成績評価について説明を希望する学生への説明機会の設定、成績評価不服申立て制度の整備、法律基本科目における採点時の受験者の匿名性の確保及び教員間での成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、試験講評、採点基準、成績分布データなどの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る再試験についても厳正な成績評価が行われ、追試験については、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、法学未修者についてのみ、入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における展開・先端科目に該当する授業科目についてのみ単位として認定することが可能とされている。この場合においては、既修得単位の認定申請に基づき、「カリキュラム等委員会」での検討を経て、「法科大学院運営委員

会」での承認を得ることとされており、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、総合履修指導において学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、96単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、法学未修者については、入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計10単位を超えない範囲で、本法科大学院における展開・先端科目に属する授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、30単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位、法律実務基礎科目 12 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 22 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3 分の 1 以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本学法学部の定期試験等における過去の出題問題を調査した上で試験問題を作成するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置がとられている。

法学既修者認定試験は、憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法について論述式及び短答式で実施されている。

法学既修者に対しては、1 年間の在学期間の短縮を認め、30 単位を修得したものとみなしている。この 30 単位については、1 年次の必修科目である 30 単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第 4 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 一部の授業科目において、不合格者に対する平常点が適切につけられていないものがあり、平常点の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目における考慮要素について、出席を加点要素としているものがあり、平常点の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、成績評価における考慮要素の合計点が適切でないため、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

3 第 4 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「評価委員会」及び「FD委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、「評価委員会」による学生に対する授業評価アンケートの実施、「FD委員会」による双方向授業における教育方法改善のための教員相互の授業参観、各種研究会や研修への派遣などが行われている。また、法律基本科目担当教員による懇談会が実施され、教員相互の自由な討議を通して、学生に対する指導の在り方や授業実施における問題点の改善、統一的な成績評価の実現について検討されている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、研究者教員との共同授業の実施、各種研究会や研修への参加などを通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、実務家教員との共同授業の実施、学内での実務家による講演会などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育目的に照らして、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる」として設定し、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、オープン・キャンパス、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、法学未修者、法学既修者を対象に、それぞれ第1次選考、第2次選考、第3次選考を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点及び配点比率、過去の入試状況（合格者数、出身大学、法学専門科目試験問題、小論文試験問題、面接試験問題、出題趣旨等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選考において適性試験の成績及び提出書類の審査、第2次選考において、法学未修者については小論文試験、法学既修者に

については法学専門科目試験を行い、第3次選考において面接試験を課すことにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、志願理由書等の書類審査及び面接試験の実施によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は55%、平成17年度は約35%、平成18年度は約50%、平成19年度は約41%、平成20年度は約50%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員300人に対し、平成20年度の在籍者数は265人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数が決定されており、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育目的に照らして、入学から修了までの間、年次ごとの総合履修指導の実施、助教及びティーチング・アシスタントによる学習相談、オフィスアワーの設定などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学時に行われる総合履修指導の中で、履修方法、成績評価に関する説明、自習室や図書館の利用案内等が伝達され、希望者に対する個別履修相談が行われるなど、履修指導の体制が十分にとられている。このほか、授業科目「リサーチペーパー」において、教員から研究指導を受ける機会が付与されている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、入学前には、基本七法の自習に関する文書が配付され、入学後には、総合履修指導において、法律基本科目の学習方法が説明されるなど、履修指導において特段の配慮がなされている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じた理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、総合履修指導において、理論的な実務教育に関わる基幹科目の履修の重要性に関する説明などが行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、教員（兼任教員を除く）によるオフィスアワーが設定され、面談室において、学習相談や助言が行われている。なお、オフィスアワーの日時、面談の予約方法等は総合履修指導において説明されるほか、「TKC法科大学院教育研究支援システム」に掲載され、事前周知が図られている。

また、「TKC法科大学院教育研究支援システム」を活用した学習相談にも応じるなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、助教のほか、ティーチング・アシスタントが配置されているなど、各種の教育補助者による学習支援体制が整備されている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構及び民間奨学団

体からの奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学科・授業料の免除及び徴収猶予制度並びに学術奨励を目的とする本法科大学院学生のみを対象とした大学独自の奨学金制度が整備されている。

修学や学生生活については、保健室・保健管理センターにおいて専門医による健康相談、メンタルヘルス相談が行われているとともに、学生心理相談室において心理相談を、学生相談所において学生生活上の様々な相談を受け付ける体制がとられている。また、各種ハラスメントの対応として、全学学生相談窓口及び法学研究科に相談窓口が設けられているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある入学志願者に対して、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知されており、入学者選抜において、等しく受験の機会が確保され、障害の種類や程度に応じた措置や対応をとるよう努めている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープを設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対しては、対象となる学生が入学した際には、修学上必要な支援、措置を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、本法科大学院独自の組織としての「就職委員会」が設置され、就職支援説明会が開催されるほか、オフィスアワーにおける進路相談など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 本法科大学院に学生心理相談室が設置されており、臨床心理士が配置されている。

【特記すべき事項】

- 授業科目「リサーチペーパー」において、指導教員から研究指導を受ける機会が与えられている。
- 学術奨励を目的とする本法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任の研究者教員の採用及び昇任に関して、「総合運営調整教授会」が「選考委員会」を設置し、同委員会において候補者の選考を行い、「総合運営調整教授会」において審議・決定する方法がとられ、専任の実務家教員の採用及び昇任に関しては、「法科大学院運営委員会」に選考委員会を設置し、候補者の選考を行い、「法科大学院運営委員会」の議を経て、「総合運営調整教授会」において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、「カリキュラム等委員会」において候補者の審査を行い、「法科大学院運営委員会」において審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員20人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員10年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、「法科大学院運営委員会」の構成員であり、教育課程の編成その他の本法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目であり、そのうち必修科目の授業は、すべてが専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が9人いるものの、他の専任教員は20単位以下となっており、適正な範囲内にとどめられている。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、専門職大学院助教室に教材・資料の作成、授業準備などを行う助教、法政実務図書室に司書の資格を有する助手等が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて学内外に開示されている。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である総合法制専攻長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、「法科大学院運営委員会」が置かれている。当該運営委員会は、専任教授及び准教授（みなし専任教員を含む。）により構成されており、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「法学部・法学研究科事務部」が組織され、庶務、会計、教務等を担当する職員が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、また、総長裁量経費の配分を受けるなど、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、予算要求や総長裁量経費の配分について、総長ヒアリングが行われており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「法科大学院評価委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は「法科大学院教育現況調査票、外部評価資料」及び「東北大学大学院法学研究科・法学部『研究・教育の概要』」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「法科大学院評価委員会」が設置され、「教育の実施体制」、「教育内容」、「教育方法」、「学業の成果」、「進路・就職の状況」等の項目が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、「法科大学院運営委員会」が中心となり、関連委員会と連携した実施体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証が行われている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院における教育活動等の状況については、オープン・キャンパスの開催、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行、メールマガジンの配信など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、一部の授業科目において試験答案が保管されていないものの、評価の基礎となる情報は、各種委員会及び事務部門により収集され、資料室に保管することとされている。また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管することとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 一部の授業科目において試験答案が保管されていないため、評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する必要がある。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。教室及び演習室の一部並びに法政実務図書室については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室、演習室及び実習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる非常勤講師控室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、面談室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、本法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習机からパソコンを使用し、大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、一部の自習室は別の建物にあるものの、他の自習室は法政実務図書室と同じ建物に設置されていることなど、自習室と法政実務図書室との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、教室には、プロジェクタ、ビデオデッキ、DVDデッキ等の視聴覚機器等が配備されている。また、自習室には無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、パソコンを利用した各種法律データベースの利用や、授業や教務事務関係の連絡事項の確認ができる「TKC法科大学院教育研究支援システム」を利用できる環境が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、法政実務図書室が整備されている。

法政実務図書室は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

法政実務図書室には、司書の資格を有する職員並びに法情報調査に関する基本的素養を備えた本法科大学院助教が配置され、また、法情報調査に関する基本的素養を備えた本法科大学院准教授の指導が適宜受けられるなど、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

法政実務図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられている。

法政実務図書室の所蔵する図書及び資料については、学生証を提示させて入退室の管理を行い、図書及び資料の貸出について規則を定めるほか、学生の希望に応じた図書の購入を図るなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、複写機、プリンタ及び法律データベースを検索するためのパソコン等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第 10 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 法政実務図書室に司書の資格を有する職員が配置されているとともに、法情報調査に関する基本的素養を備えた助教が配置されているほか、法情報調査に関する基本的素養を備えた准教授の援助を得ることができる。

【特記すべき事項】

- 自習室については、休祝日関係なく 24 時間使用でき、十分な利用時間が確保されている。

3 第 10 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（1）法科大学院（研究科・専攻）名

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

（2）所在地

宮城県仙台市青葉区片平2丁目1-1

（3）学生数及び教員数(平成20年5月1日現在)

学生数：265人

教員数：23人（うち実務家教員7人）

2 特徴

東北大学大学院法学研究科は、平成12年4月、大学院重点化に際して、従来の公法学・私法学・基礎法学・政治学という伝統的な4専攻を、「総合法制専攻」、「公共法政策専攻」、「トランスナショナル法政策専攻」の新たな3専攻へと全面的に再編した。これまで多数の法曹を輩出してきた学部・大学院における教育を見直し、法曹をはじめとする広義の法律専門家の養成を目的とする「総合法制専攻」を中核として提示した。法科大学院を先取りする形で、学部・大学院を通じた法学教育の充実を目指す「選択的6年制構想」は、法科大学院の創設を含む司法制度改革の動きの中、平成16年4月、東北大学法科大学院の開設に結実した。

東北大学法科大学院の特徴として、次の諸点を挙げよう。

① 理論的基礎の確実な修得。

東北大学法科大学院は、「優れた法曹」を養成するため、その教育において、理論的基礎を確実に修得させることを重視する。

各実定法学の分野において優れた研究成果を有し、教育経験も豊富な研究者教員が担当する科目においては、判例や、判例の事案を加工し作成した事例を素材として、実務運用の理論的基盤を明らかにするとともに、その社会的・経済的な背景にまでも遡り、多角的な分析と検討を加える。

理論的基礎の修得は、実務関連科目の内容の編成に当たっても明確に意識され、2年ないし3年にわたる法科大学院における教育を通じ、理論的基礎に裏打ちされた思考能力の錬成が図られる。

② 紛争解決の実態に即応した総合的・横断的な科目編成。

現実の社会では、法的紛争は、民法の問題、商法の問題、民事訴訟法の問題として、各別に生起するわけではないから、その解決には複数の法領域における議論を有機的に関連づけ、解決を図る必要がある。将来、実務法曹としてそのような紛争に対処する学生の能力を育むためには、第1年次に配当されている憲法・行政法・民

法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の科目を通じて、個々の法律の基本的な体系的な理解を深めていくとともに、総合的な問題解決能力を高めることが重要である。

そこで、東北大学法科大学院では、第2年次に、分野横断的な内容を取り扱う「実務民事法」、「実務刑事法」及び「実務公法」の3科目を配置し、理解の深化と能力の涵養を図っている。

これら3科目は合計28単位という量的側面からみて全カリキュラムの中心に位置するにとどまらず、民事法・刑事法・公法という大きな枠組のなかで、判例の考え方を実務及び理論双方の観点から総合的に分析するために、複数の教員（研究者及び実務家）が共同して担当するという点で、質的側面からみても全カリキュラムの中心というにふさわしいものである。

③ 法学教育における実務と理論の架橋。

東北大学法科大学院は、実務経験が豊富であるばかりでなく、理論面にも秀でた、多くの法曹を実務家教員として擁している。

「実務民事法」、「実務刑事法」など、研究者教員と実務家教員が共同して担当する科目においては、授業の前後に、授業内容に関する綿密な検討・調整を行い、その結果を踏まえ、授業が行われる。教壇に立つ教員や学生の質問に対応するため、別の教員も授業に出席し、適時の疑問の解消に寄与している。異なる職業的背景を有する教員同士がよりよい教育を目指して、日常的に意見を交換し議論を行うことは、理論と実務の断絶・乖離が指摘されていた分野における相互理解を深める契機であり、随時行われる授業の打ち合わせは、授業内容の改善に向けられたファカルティ・ディヴェロプメントの日常的な実践ということができる。

④ 実務的・先端的・学際的・現代的・国際的科目の充実。

東北大学法科大学院において開講される科目は、教員団を構成する研究者教員・実務家教員の多様性を反映して、実務的・先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関するものも充実している。

これらの科目を履修することを通じて、学生は、視野を広げ、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることができる。

なお、東北大学法科大学院の「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」が平成19年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択されるに至っている。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

東北大学法科大学院の目的は、法曹養成制度の中核を成す法科大学院の創設を提言した『司法制度改革審議会意見書』（平成13年6月12日）の趣旨に沿い、「優れた法曹」を養成することにある。

東北大学法科大学院は、次のような能力と資質を備えている者が「優れた法曹」であると考えている。すなわち、①現行法体系全体の構造を正確に理解していること、②冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができること、③具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察できること、④緻密で的確な論理展開ができること、⑤他人とのコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）を持っていること、⑥知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚していることである。

このような資質と能力を備えた者であれば、職種や仕事の内容にかかわらず、社会に貢献することができ、また、今後の社会の進展に伴って様々な形で生じるであろう、具体的な職種や仕事の内容の必要性に関する変化に適応することができると思われる。

このような「優れた法曹」を養成するため、東北大学法科大学院では、その教育において、まず、理論的基礎をしっかりと身につけさせることを重視する。法曹にとって、法曹実務についての知識とともに、法理論についての確実な理解がきわめて重要である。とりわけ、上記①に述べたように、現行法体系全体の構造を正確に理解していることは不可欠である。理論的基礎の修得が不十分であれば、法曹実務についての知識は上滑りのものとなり、新しく生起する問題に実務法曹としての確にまた創造的に対処することは困難となろう。このような理論的基礎の教育は、各実定法学の分野において優れた研究成果を有し、教育経験も豊富な研究者教員を中心に、実務家教員とも綿密な連携を図りつつ、主として1年次科目と2年次の実務民事法・実務刑事法・実務公法において、特に重点的に行われる。

他方、法曹実務教育についても、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、学生の関心を育み、実務家として必要な一定の知識を修得させることを重視する。司法修習期間が短縮されることなどからも、実務法曹を養成するためには、法科大学院において、このような法曹実務について一定の教育を行うことが不可欠である。その任に当たるのは、当該分野に関する豊富な実務経験を積んだ実務家教員である。

そして、理論教育及び実務教育のいずれについても、教育方法として、少人数教育制を採用し、教員・学生の対話を多用することを基本とする。これによって、理論や実務についての理解を効率的に深めるとともに、法曹にとって重要なコミュニケーション能力を向上させることが目指される。そこでは、教員と学生、学生同士の交流が活発となることから、学生が、教員（とりわけ実務家教員）の経験に触れることや、将来の法曹である同級生と討議することによって、法曹倫理等の新しい実務基礎科目による成果とも相俟って、法曹としての心構えや責務について、自覚を深めることが期待できることとなる。

さらに、東北大学法科大学院は、基本的法分野の理論的基礎及び実務法曹としての基本的な知識の確実な修得を目指し、「優れた法曹」を養成するための教育を基本に据えるため、広範にわたる法曹の仕事のうち、特にどれかを重視して、それに強い法曹を養成するという方針はとらない。しかしながら、それは、応用的な分野に関する教育の軽視を意味するものではない。これらの分野を専門とする、多彩な研究者教員・実務家教員を擁していることを活かして、先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関する科目を充実させていることは、東北大学法科大学院のひとつの特徴であり、このような科目の履修を通じて、学生は、視野を広げ、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることが可能となっている。

このような理念に基づいて、社会のひとびとの要請に応える「優れた法曹」を養成し、社会に輩出することが、東北大学法科大学院の目的である。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/jiko_tohoku_h200903.pdf